

平成28年第2回

長万部町議会臨時会会議録

平成28年 4月28日 開会

平成28年 4月28日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

平成28年 4月28日（木曜日）第1号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開議日時	-----	1 頁
○応招議員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出席議員	-----	1 頁
○欠席議員	-----	1 頁
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議事日程	-----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	-----	3 頁
○諸般の報告	-----	3 頁
○会議録署名議員の指名	-----	3 頁
○会期の決定	-----	3 頁
○承認第1号 専決処分の承認について	-----	3 頁
(長万部町税条例等の一部を改正する条例)		
○承認第2号 専決処分の承認について	-----	6 頁
(長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)		
○承認第3号 専決処分の承認について	-----	7 頁
(平成27年度長万部町一般会計補正予算(第10号))		
○議案第1号 平成28年度長万部町一般会計補正予算(第1号)	-----	8 頁
○報告第1号 平成27年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について	---	10 頁
○閉会宣告	-----	11 頁

平成28年第2回長万部町議会臨時会（第1日目）

◎招集年月日 平成28年 4月28日（木）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 平成28年 4月28日（木） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	北川佳嗣	6番	大谷敏弥
2番	長崎厚	7番	村川毅
3番	辻紀樹	8番	角健
4番	高森功治	9番	柏倉恵里子
5番	橋本收司	10番	辻義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	木幡正志	税務課	長	中森惠
副町	長	河内能宏	町民課	長	中里博也
総務課	長	本前武広	保健福祉課	長	豊嶋慎一
まちづくり新幹線課	長	加藤慶一	建設課	長	神野隆之
まちづくり新幹線課	参事	寺島進一	消防	長	佐藤英代

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	岡部忠
議事係	長	増田理恵
議事係		岡田幸

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認について
(長万部町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認について
(長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認について
(平成27年度長万部町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第6 議案第1号 平成28年度長万部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第7 報告第1号 平成27年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について
-

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

○議長（辻義雄） ただ今の出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年度第2回長万部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

岡部事務局長。

○議会事務局長（岡部忠） 諸般の報告をいたします。

監査委員から2月分、3月分の出納検査報告書、山越郡衛生処理組合議会議員から会議結果報告書の提出がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会に議案等の説明のため、あらかじめ町長及びそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規程により、議長において4番高森議員、7番村川議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎承認第1号 専決処分の承認について

（長万部町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（辻義雄） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認について。長万部町税条例等の一部を

改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

中森税務課長。

○税務課長（中森恵） ただいま上程されました承認第1号、専決処分の承認について、内容をご説明いたします。

専決処分いたしました事項は、長万部町税条例等の一部を改正する条例であります。

地方税法の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、主に軽自動車税が種別割と環境性能割の2種類となったことによる規定の整備やグリーン化特例の延長を行い、その他、税制改正に伴う条文の整備や文言、表現の整理等を行うものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

表の左欄が改正条文、右欄が現行条文、下線部分が改正する内容であります。なお、改正の趣旨は要約し説明させていただきます。

1頁をご覧下さい。

第18条の2は用語で、「不服申立て」を「審査請求」に文言を改めるものであります。

第18条の3は納税証明事項で、軽自動車税が種別割と環境性能割の2種類となったことによる規定の整備であります。

第19条は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金で、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う規定の整備と、軽自動車税が種別割と環境性能割の2種類となったことによる規定の整備であります。

3頁から9頁をご覧下さい。

3頁の第43条は、普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収、5頁の第48条は、法人の町民税の申告納付、7頁の第50条は、法人の町民税に係る不足額等の納付の手続きで、それぞれ延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴う規定の整備であります。

9頁から10頁をご覧下さい。

第56条及び第59条は、法律改正に伴う文言等の整理であります。

10頁をご覧下さい。

第80条は、軽自動車税の納税義務者等で、環境性能割の納税義務者等についての規定と現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定整備であります。

11頁をご覧下さい。

第81条は、軽自動車税のみならず課税で、軽自動車等の売買契約において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を取得者又は所有者とみなし、軽自動車税を課するという規定を新設するものであります。

12頁をご覧下さい。

第81条の2は、条項移動であります。

第81条の3の環境性能割の課税標準から、13頁の第81条の4、第81条の5から14頁の第81条の8は、軽自動車税の環境性能割の課税標準、税率、徴収方法、申告納付、不申告等に関

する過料、減免についての規定を新設するものであります。

なお、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行います。

14頁をご覧ください。

第82条の種別割の税率から20頁の第91条の原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等までは、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定整備であります。なお、税率に変更はございません。

21頁をご覧ください。

附則の改正であります。

第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定であります。

第10条の2は、地方税法の定める範囲内で、特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みであるわがまち特例で、太陽光、風力等の特定再生可能エネルギー発電設備についての固定資産税の割合を定めるものであります。

22項をご覧ください。

第10条の3は、法律改正に伴う文言の整理であります。

第15条の2から23頁の第15条の6までは、法規定の新設に併せて、軽自動車税の環境性能割に係る賦課徴収の特例、減免の特例、申告等の特例、徴収取扱費の交付、税率の特例について規定するものであります。

24頁から25頁をご覧ください。

第16条は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の1年延長及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定整備であります。なお、税率に変更はございません。

26頁から27頁をご覧ください。第2条関係で、附則第6条は、平成27年3月31日条例第20号の規定を、法律改正に併せて改正するものであります。

28頁から31頁をご覧ください。

第3条関係で、附則第5条は、平成27年3月31日条例第14号の町たばこ税に関する経過措置で、条例第19条の改正に伴い、引用条項や文言等を整理するものであります。

31頁をご覧ください。改正附則であります。

第1条は施行期日で、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであり、併せてそれぞれの施行日を定めるものであります。

32頁をご覧ください。

第2条は町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、33頁をご覧ください。第4条は軽自動車税に関する経過措置を定めるものであります。

以上がただいま上程されました承認第1号、長万部町税条例等の一部を改正する条例の内容であります。

よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号 専決処分の承認について

(長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長（辻義雄） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認について。長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

中森税務課長。

○税務課長（中森恵） ただいま上程されました承認第2号、専決処分の承認について、内容をご説明申し上げます。

専決処分しました事項は、長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

このたび、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げ措置を行うものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

表の左欄が改正条文、右欄が現行条文、下線部分が改正する内容であります。

1頁をご覧ください。

第23条は国民健康保険税の減額で、第23条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改めるものであります。

これは、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を5,000円増額の26万5,000円とし、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を1万円増額の48万円とするものであります。

附則第1条は施行期日で、平成28年4月1日から施行するものであります。

第2条は適用区分で、改正後の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度までの分は従前の例によるというものであります。

以上がただいま上程されました承認第2号、長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容であります。

よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号 専決処分の承認について

(平成27年度長万部町一般会計補正予算(第10号))

○議長(辻義雄) 日程第5、承認第3号、専決処分の承認について。平成27年度長万部町一般会計補正予算(第10号)の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長(本前武広) ただいま上程されました承認第3号、専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、平成27年度長万部町一般会計補正予算(第10号)であります。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

専決処分いたしました補正予算第10号は、本年第1回町議会定例会の一般会計補正予算第9号の説明の中で、譲与税等の最終決定は、年度末ぎりぎりになることから、例年通り専決処分をせざるを得ない旨、ご説明したところであります。

このたび、最終決定がありましたので専決処分をいたしました。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ2億1,556万2,000円を追加し、補正後の予算総額を50億6,125万9,000円とするものであります。

予算内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳入からご説明いたします。

地方譲与税は213万円の追加で、内訳は、地方揮発油譲与税が208万7,000円の追加、自動車重量譲与税が4万3,000円の追加であります。

利子割交付金は42万1,000円の減額であります。

配当割交付金は105万5,000円の追加であります。

株式等譲渡所得割交付金は119万4,000円の追加であります。

地方消費税交付金は6,563万7,000円の追加であります。

自動車取得税交付金は10万6,000円の追加であります。

地方交付税の特別交付税は1億4,585万8,000円の追加であります。

国庫支出金の総務費国庫委託金、在外選挙事務は2,000円の追加で、在外選挙人名簿の登録

及び抹消に係る事務経費であります。

道支出金の民生費道委託金、地域児童福祉事業は1,000円の追加で、保健福祉統計調査の事務経費であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

総務費、一般管理費、積立金2億1,556万2,000円の追加は、今回の補正で生じた財源を、後年度以降の財源調整のため、財政調整基金に積立てするものであります。

この積立をした後の平成27年度末の当基金残高見込額は、15億7,770万2,000円となります。

以上が、ただ今上程されました平成27年度長万部町一般会計補正予算（第10号）の内容であります。

よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括行います。

4頁から7頁です。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第1号 平成28年度長万部町一般会計補正予算（第1号）

○議長（辻義雄） 日程第6、議案第1号、平成28年度長万部町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました議案第1号平成28年度長万部町一般会計補正予算（第1号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ5,062万2,000円を追加し、補正後の予算総額を43億2,662万2,000円とするものであります。

内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費の電子計算費、委託料306万8,000円の追加は、番号制度システム改修委託で、自治体間の連携等中間サーバーを介しての総合運用テストを行うため、児童福祉システム、国民健康

保険システム、介護保険システムの改修を行うものであります。

歳入では、13国庫支出金、総務費国庫補助金、番号制度システム整備事業で、204万4,000円を計上いたしました。

戸籍住民基本台帳費、委託料141万2,000円の追加は、個人番号カード等業務委託で、地方公共団体情報システム機構に通知カード及び個人番号カードの関連事務を委託するための費用であります。

歳入では、13国庫支出金、総務費国庫補助金、個人番号カード交付事業で、歳出同額の141万2,000円を計上いたしました。

土木費の道路橋梁維持費、備品購入費は4,500万円の追加であります。

内訳は、今般、4月7日付けで内示のありました国の社会資本整備総合交付金を活用したロータリー除雪車の購入費用で、平成11年度に導入した除雪機械が16年を経過し、老朽化が進んだことから更新するものであります。

歳入では、13国庫支出金、土木費国庫補助金、除雪機械導入で951万円を計上いたしました。

消防費の非常備消防費、備品購入費は114万2,000円の追加であります。

内訳は、救命ボート、救命胴衣、特殊長靴の購入費用で、歳入では、18諸収入、雑入、コミュニティ助成事業で100万円を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

17繰入金、財政調整基金繰入金は3,665万6,000円の追加で、今回の補正で不足する財源を、当基金から取崩し、収支の均衡を図るものであります。

この基金取崩し後の当基金残高見込額は、12億3,238万6,000円となります。

以上が、ただ今上程されました平成28年度長万部町一般会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑は歳入、歳出一括行います。

3頁から4頁です。質疑はありませんか。

長崎議員。

○議員（2番 長崎厚） 土木費の備品購入費の除雪機なんですけど、去年だったと思うんですが1台入れてる。その時にはディーラーとかメーカーとか直接仕入れてるんですが、長万部町にもそのような重機を取り扱ってる業者がいるわけなんですけども、入札の権利もあろうかと思うんですが、そのへんのところは、この場合はどのようにされているのかお聞きしたい。

○議長（辻義雄） 本前総務課長。

○総務課長（本前武広） 入札の参加の関係だと思うんですけども、入札の参加資格は、本町に指名願が出ておまして、除雪機械を取り扱っている旨の申請があれば参加資格があるというふうに認識しております。

○議長（辻義雄） 他にありませんか。

柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） 4頁の消防費でお伺いいたします。救命ボート、救命胴衣、特殊長靴それぞれの予算金額を教えてください。

○議長（辻義雄） 佐藤消防長。

○消防長（佐藤英代） はい、お答えいたします。

救命ボートにつきましては、30万円。救命胴衣については30万5,000円。特殊長靴につきましては28万2,000円。あとその他の備品でエアガン、救命ボートに空気を吸入する機器が12万円でございます。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） 救命ボートは何人乗りかということ、それから救命胴衣は何人分かということ、特殊長靴は何足買われる予定なのか。

○議長（辻義雄） 佐藤消防長。

○消防長（佐藤英代） はい、お答えいたします。

救命ボートにつきましては6人乗りのゴムボートで、救命胴衣につきましては50着、流水救助対策用胴付いわゆる水の入らない胴付これが6着でございます。流水用胴付が6足でございます。

○議長（辻義雄） 他にありませんか。

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎報告第1号 平成27年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について

○議長（辻義雄） 日程第7、報告第1号、平成27年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての件を議題といたします。

説明員に報告を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました報告第1号、平成27年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてご説明いたします。

本件は、今年3月の町議会定例会におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰越して使用することのご承認を頂きました5事業のうち、国の地方創生加速化交付金が不採択となった「移住と無農薬農場推進事業」を除く4事業について調整を行ったもので、その内容についてのご報告を申し上げます。

平成27年度長万部町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

款・総務費の事業名「北渡島檜山4町連携事業」から民生費の「臨時給付金事業」までの4事業

について平成28年度に繰越をし、現在、それぞれ事業を進めております。

合計欄をご覧ください。

翌年度繰越額は、1億2,721万2,000円で、この財源内訳は、国庫支出金9,671万4,000円、地方債540万円、一般財源が2,509万8,000円となる見込みであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたしますので、宜しくお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

以上をもって、本件の報告を終結いたします。

◎閉会宣告

○議長（辻義雄） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて平成28年第2回長万部町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

10時25分 閉会
